

兪吉濬『世界大勢論』における「獨立」と「文明」

——内田正雄『輿地誌略』との比較から——

月 脚 達 彦

はじめに

- 一 『世界大勢論』の構成と自國認識
 - 二 『世界大勢論』の「文明」認識
 - 三 『世界大勢論』の現實的意圖
- おわりに

はじめに

一八七六年に日本と修好條規を結んだ朝鮮政府は、一八八〇年に從來の方針を變えてアメリカとの條約締結を決定し、對西洋「開國政策」を推進することになった。この「開國政策」の一環として、朝鮮政府は一八八一年に二人の朝士とその隨員、總勢六三人からなる視察團を日本に派遣した。同年六月八日、朝士魚允中の隨員の兪吉濬（一八五六―一九一四）が柳定秀とともに慶應義塾に入學したが、これが近代朝鮮最初の日本留學生である（同じく魚允中の隨員だった尹致昊は同人社に入學した）。兪はその一年半餘りのちの一八八二年二月二七日に東京を發ち歸國する。この兪の歸國は、壬午軍

亂のちに結ばれた濟物浦條約第六條に基づいて日本に派遣されていた謝罪使節の全權大臣兼修信使朴泳孝、それに同行していた閔泳翊らの歸國にあわせたものだった。

一方、金玉均の命で日本に密航した李東仁と一八八〇年に會い、初めて朝鮮人から朝鮮に關する情報を得た福澤諭吉は、『時事小言』（一八八一年）で日本は武力を用いても朝鮮を「文明」化させて「獨立」を維持させなければならないという「朝鮮改造論」⁽²⁾を展開し、その後、『時事新報』などを通じて積極的に朝鮮問題にコミットすることになる。慶應義塾への朝鮮人留學生受け入れも、その一環であつた。ところが、一八八二年七月に朝鮮で起こった壬午軍亂に際して、「屬邦」保護を掲げて清が軍隊を朝鮮に派遣、軍亂を鎮壓して朝鮮政府に對する干渉を強化すると、危機感を募らせた福澤は、『時事新報』一八八二年二月七日・九日・十一日・十二日に社説「東洋の政略果して如何せん」を聯載し、「支那人の干渉を干渉して之を抑制」するため、日本による文と武の兩面からの「朝鮮改造論」を唱えた。⁽³⁾

朴泳孝らの歸國に同行して慶應義塾出身の牛場卓藏・高橋正信・井上角五郎が朝鮮に渡ると、福澤は、『時事新報』一八八三年一月十一・十三日に社説「牛場卓造君朝鮮に行く」を掲げるが、これは牛場らが「文」による「朝鮮改造」として行ふ文化事業に期待を表明する社説である。牛場らが朝鮮で行う文化事業は、新聞の創刊であつた。⁽⁴⁾歸國後の二月六日に漢城府判尹に任命された朴泳孝は漢城府新聞局を開設し、二月二十七日に統理交涉通商事務衙門主事に任命された兪吉濬が新聞局の「章程」を漢文で、新聞「創刊辭」を國漢文、つまりハンゲル・漢字混用文で起草した。兪は「創刊辭」の他にも同じ頃に『世界大勢論』および「競争論」という國漢文の著作物を著しているが、國漢文による新聞の創刊は頓挫し、結局これらの兪の著作物は日の目を見なかった。⁽⁵⁾しかし、朝鮮開化派が一八八〇年代前半にほとんど著作物を残さなかつたことから、これらの兪の著作は初期の開化派の思想を知るために重要なものである。本稿はこのうちの『世界大勢論』について、いくつかの新たな知見を提示しようとするものである。

兪吉濬はその後、一八八三年から一八八五年までアメリカに留學するが、歸國後の政府による軟禁の時期に西洋事情に

關する啓蒙書『西遊見聞』を執筆しており（一八八九年に脱稿、一八九五年に東京の交詢社から發行）、そこには『西洋事情』などの福澤諭吉の著作物からの翻譯が見られることはつとに知られていることで、筆者もこれに關する論文をすでに發表している。⁽⁷⁾一方で、『世界大勢論』は、『西遊見聞』に較べて分量は少ないものの、それに先立って兪が著した世界地理・西洋文明に關する啓蒙書で、兪の人と思想に關する本格的な研究に先鞭を附けた李光麟の研究をはじめ、兪吉濬研究のみならず、近代朝鮮の西洋文明受容史、「文明」概念史研究などでも注目されているものである。ただし、これらの研究では、福澤の著作からの翻譯を多く含む『西遊見聞』の中で、その第十四編の「開化の等級」の項は福澤の著作からの直接の翻譯を含まない兪の独自の文明觀を展開したものと見なされ、『世界大勢論』はその原型と位置づけられている。筆者も兪の「國民國家」創出論の形成過程の一環として、『世界大勢論』の國際秩序認識と自國認識を検討したことがあるが、⁽⁸⁾⁽⁹⁾本稿の第一の目的は、その後の調査を踏まえて、同書が福澤とならぶ當代の洋學者で文明觀・世界認識も福澤と近い内田正雄の『輿地誌略』全一一卷一二冊（一八七一一八八〇年）、特にその卷一の「總論（地誌總説・天文部・地理部・邦制部）」を原本にしていることを明らかにすることにある。

そもそも兪をはじめとして、朝鮮開化派の多くは留學や視察などによって日本を経験しているが、朝鮮近代史研究では開化思想の自生的な形成・發展を跡づけることに力點が置かれているために、日本で學んだ學問の具體的な内容など、朝鮮開化派の日本經驗について關心が拂われることが少ない。本稿はこうした問題點に照らして、朝鮮開化派の日本經驗に關する基礎的な事實の發掘という意義を有するものである。

内田正雄（一八三八―一八七六）は、一八六二年に徳川幕府の留學生として榎本武揚・赤松則良・西周・津田眞道らとともにオランダに渡り、一八六七年に開陽丸で歸國した。明治維新後は學制取調掛などとして一八七二年公布の學制の制定に關わる一方、西洋の地理書を原本として『輿地誌略』の編纂・刊行を始めたが、卷九を刊行した後に死亡したため、西村茂樹が引き繼いでこれを完成させた。『輿地誌略』は學制に續く「小學教則」で使用教科書に例示されて學校の教科書

として使われ、さらに翌年に文部省が版權を持つ教科書を各府縣が翻刻できるようになったこととともない、官版・翻刻版あわせて數十萬部が出版され、明治初期のベストセラーの一つになった。¹¹⁾

兪吉濬が『世界大勢論』の原本として『輿地誌略』を選択したのは、明治初期の日本における同書の影響力に照らせば納得の行くものである。しかし、『西遊見聞』において兪が『西洋事情』をそのまま翻譯しなかったように、『世界大勢論』においても兪が『輿地誌略』をそのまま翻譯していない部分がある。そもそも『輿地誌略』をはじめ明治初期の日本で讀まれた世界地理書では、朝鮮は多くの場合中國の「附屬」國として扱われていた。兪が師事した福澤諭吉の『世界國盡』（二八六九年）の場合には、あたかも日本の西隣に朝鮮があること自體忘れられているような記述になっている。¹²⁾筆者は前稿で、『世界大勢論』において兪は清との宗屬關係に批判的で、自國を「獨立」國として位置づけようとしていたと指摘したが、¹³⁾『世界大勢論』のアジアに関する記述を『輿地誌略』などの日本の世界地理書のそれと比較することによって、兪の自國認識がどのような論理構造の上に成り立っているのかより踏み込んだ分析を行い、前稿で提示した見解にくつかの修正と追加を施すことが可能となる。

また、『輿地誌略』は『世界國盡』とともに、著者の幕末の西洋經驗（それは東洋經驗を必然的に伴う）を踏まえて「十九世紀の西洋世界に廣がっていた世界理解の新しいパラダイムが受容され、華夷的世界像にとつてかわることになった」¹⁴⁾書物の顯著な事例として、つとに松澤弘陽によつて注目されている。後述するように、『輿地誌略』は一九世紀の世界を「蠻夷」「未開」「半開」「文明開化」の四つに分類しており（『世界國盡』もほぼ同様の分類である）、『世界大勢論』は語句が若干變わっているもののこれをほぼそのまま翻譯している。このことは、兪も内田と同様の文明論や世界理解を有していたことを意味するが、そこから生じる諸問題、たとえば自國が「半開」なら、どうすれば「文明開化」へと進歩できるかというような問題については、内田と兪では考えが異なっている。あらかじめ結論の一端を示せば、兪はキリスト教の朝鮮への流入を防遏して儒教を護持しようとしており、また内田が西洋の「文明開化」の指標の一つとしている「立憲の政

體」についても、つとめて詳述を避けようとしているのである。これは朝鮮の開化思想の形成過程を考察する場合に、儒教の否定と西洋文明の受容という圖式的な觀點ではなく、むしろ儒教に基づく朝鮮後期の政治思想の展開の延長線上に愈の「文明」觀を位置づける觀點が必要だという、前稿での筆者の主張を後押しするものである。以上を踏まえて『世界大勢論』と『輿地誌略』を比較することによって、兪の「獨立」「文明」の論理について前稿を補足することが本稿の第二の目的である。

本論に入るに先立ち、本稿における兪の著作物ならびに『輿地誌略』の引用の方式に關する原則を提示しておく。本稿で兪の著作を引用する際には直譯に近い形で譯出し、その都度『兪吉濬全書』の該當の卷數と頁を示す。『輿地誌略』からの引用は、内田正雄『輿地誌略』初編（大學南校）のうち最も普及したと推測される明治四年版によるが、表記は『世界大勢論』からの翻譯との對照の便宜のため、原文の漢字・カタカナ文を漢字・ひらがな文に改め適宜句讀點を補った（その他に引用する日本の地理書も同様）。引用に際してその都度卷數と丁數を示すが、明治三年刊行の初版を底本にした『日本教科書體系近代編』第一五卷も參照したので、同書の頁も示すこととする。なお、兩者で表記が異なる場合は、ルビも含めて前者に従った（ただし、ルビの割り付けは一部改變した）。いずれの引用文中でも「」は原文では割註であることを示し、「」は引用者による補足であることを示す。また、／は原文では改行されていることを示す。

一 『世界大勢論』の構成と自國認識

1 『世界大勢論』の構成と世界認識の枠組み

『世界大勢論』は『兪吉濬全書』Ⅲの五―一二二頁に影印で收録されている未定稿で、一頁当たり一〇行の罫紙に清書されたものに（ただし、一〇〇―一〇二頁の分は罫線のない紙に異なる筆跡で書かれている）、原版では朱筆だと推測されるが、語

句の削除・追加・修正が行われているものである。同書の「世界歴史一班」^ニ「斑」^ニ（以下、斑は斑に改める）の項に「西洋諸國は「中略」今年が西曆一千八百八十三年「である」と稱する」とあることから、兪がこれを一八八三年に刊行しようとしていたことは明らかである。同書には表紙はあるが「世界大勢論」というタイトルと一四の項目名が列擧されているだけで、編者名・出版社名・發行年などは記されておらず、序文・凡例もないが、漢城府新聞局から發行されるはずだった新聞に聯載するか、あるいは同局から單行書の形で出版することを計劃していたと思われる。

下の表は、『世界大勢論』の一四の項目と、それに對應する『輿地誌略』の項目を對照させたものである。

『輿地誌略』はその冒頭の「地誌總説」で、「大凡地球上の事物を通考するに、山川海陸の位置形勢より風雨寒暑人獸草木の同異、及び各

『世界大勢論』『輿地誌略』對照表

『世界大勢論』の項目名	對應する『輿地誌略』の部と項目名
人種殊異	邦制部 世界人口の大略及び人種の區別
宗教殊異	邦制部 教法
言語殊異	邦制部 言語文字
政治殊異	邦制部 政治及國體の區別
衣食居處殊異	邦制部 衣食の需用及び開化の等級
開化殊異	同上
世界歴史一班	邦制部 人類の始及び世界歴史の大意
世界大勢一班 亞細亞洲 亞弗利加洲 歐羅巴洲 〔南亞墨利加洲〕 中亞墨利加洲 北亞墨利加洲 大洋洲	地理部 世界の大別及び五大洲の幅員
自由大略	對應なし
地球摠説	天文部 地球の形狀及自轉の説
經緯度事	天文部 經度緯度及時刻の差
晝夜理	同上
五帶事	同上
四時事	同上

備考：「南亞墨利加洲」は原文では見出しが脱落しているため〔 〕で補った。

國民の種類、風俗、言語、政令等に至るまで地方に従ひ各同じからず。總て之を考窮するの學を地學と號^{ジラグラヒー}すると地理學を定義し、續けて「地學」を「天文^{アストロノミカル}の部」「地理^{フィジカル}の部」「邦制^{ポリチカル}の部」の三つに大別しているが(①「教」六五)、これは福澤諭吉『世界國畫』『附錄』の「天文の地學」「自然の地學」「人間の地學」の三分類と同様で、かれらが據ったヨーロッパの地理書に倣ったものであった。

表を見ると、まず『世界大勢論』の項目は、「世界大勢一斑」での各國に關する説明と「自由大略」の項を除いて、『輿地誌略』に對應していることが分かる。しかし、その配列は『輿地誌略』と逆で、「邦制」「地理」「天文」の順番になっており、また分量は「邦制」に該當する部分が多い。愈の關心はポリテイカル・ジオグラフィに集中しており、『世界大勢論』は實質的に地理書というより政治の書である。

『世界大勢論』が世界諸國について記述するのは、「世界大勢一斑」である。ここで愈はまず、『輿地誌略』卷一「地理部」の第一項「世界の大別及び五大洲の幅員」、および「邦制部」の第一項「世界人口の大略及び人種の區別」を参考にしながら「五大洋」と「五大洲」を概説したのち、各國に關する記述に先立つて次のように述べている。

世界中の人民が各^{おののおの}相會集して一國を成し、或いは政府を設けて獨立することもあり、或いは他國の政府の管轄を仰いで屬從することもあるが、今其邦國を舉數すれば左の如くである。(Ⅲ六三)

ここで愈の最大の關心は、列舉される國々がそれぞれ「獨立」國か「屬地」かであり、さらに「獨立」國である場合はいかなる政體かということである。たとえば「英吉利」は「獨立立憲王治」、「奧大利」は「獨立立憲帝治」、「佛蘭西」は「獨立共和政治」、「魯西亞」は「獨立王治」であるのに對して、「英領印度」は「英吉利屬地」、「爪哇」は「和蘭屬地」であったが去年に獨立帝治になる」というように記述される。さらに『世界大勢論』には、「蘇祿諸島」(スールー諸島)が

「獨立酋長が有つて領轄するが、しかしいまだ國體を成立できない」と説明されているように、國家が形成されていない地域も列擧されている。

三谷博によると、幕末・明治初期の日本で讀まれた蘭學者・洋學者による地理書の世界認識は、それ以前のものから大きく轉換を遂げていた。その特徴は①自國を世界の中心に置く秩序觀のもとに日本から記述を始めたこと、②世界諸國を意識的に「獨立」國であるか否かという基準で階層化し、③さらに同時代ヨーロッパを基準とした「文明」化の度合いによって階層化したことである。⁽¹⁸⁾このうち①と②は箕作省吾『坤輿圖説』（二八四五年）で導入されており、同書は世界の記述を「皇國」から始め、さらに世界諸國を「獨立」國と「附屬」國に分け、後者を前者より一字下げて記述している。③は『世界國盡』において導入されたが、『輿地誌略』も同様の認識に立っている。

『世界國盡』『附錄』で福澤が力點を置いて記述しているのは二點で、一つは「文明」化の度合いであり、もう一つは政體である。前者は「混沌」「蠻野」「未開又は半開」「文明開化」の四つに、後者は「定律立君」「獨裁立君」「貴族合議」「共和政治、或は合衆政治」の四つに分類され、明示的ではないものの、「文明」化の度合いと政體の別が關聯づけられている。⁽¹⁹⁾こうした關心を持つ福澤が『世界國盡』本文の記述で重視したのが、國の大小、人口・物産の多寡のみならず、産業・貿易・學問・陸海軍などの「文明」化の度合い、「政事」のあり方、そうして非ヨーロッパの場合はヨーロッパの國の支配を受けているか否かであった。のちに詳述するように、『輿地誌略』も卷一「邦制部」の「衣食の需用及び開化の等級」の項で「蠻夷」「未開の民」「半開の民」「文明開化の民」という「文明」の四段階を設定し、また「政治及國體の區別」の項で政體を「君主擅制」「君主專治」「君民同治」「貴顯專治」「合衆政治」の五つに分類して、兩者に密接な關聯性を持たせた記述をしている。『世界大勢論』も上記の②と③において、明治初期の日本の世界地理書の世界理解と同一線上にあることが分かるのである。さらに、『世界大勢論』の場合には、國家が形成されていない地域も列擧・記述することによって、また別の効果を生んでいるのであるが、これについては後述する。

2 幕末・明治初期の日本の世界地理書における朝鮮

世界諸國を「獨立」國か否か、「文明」化の度合いという基準で階層化した日本の世界地理書では、朝鮮の評価は極めて低い。箕作省吾『坤輿圖識』において「皇國」に續くのが「漢土^{カラ}」である。それに續いて記述されるのが「大韃而韃^{ダイダツタン}」で、これは「獨立」國として扱われている。その次が「漢土に服屬する者」としての「支那韃韃」で、これは「朝鮮」「滿州」「蒙古」「喀爾喀^{カルカス}」「薩哈連^{サカレン}」（「本邦」と「支那領」に半分ずつ屬しているとされる）の五つから成るとされるのであるが、ここは一字下げて記述されている。朝鮮の記述は極めて簡單で、全文を引用すると次のとおりである。

朝鮮、八道、大縣三十三、小縣一百廿八に分つ、人民頗る蕃庶、五穀其食に給す、國王あり、支那に臣服す、土人柔和にして、能く漢字を解す、其都を京と云、部中鴨綠江あり、支那及び滿洲と壤を劃す、闔州廣袤、里方六千、民口五百萬餘、土產、金、鐵、米、麥、人參。（『坤輿圖識』卷一「亞細亞洲總括」、二丁）

「國王あり、支那に臣服す」というように、本文中でも「支那」の「附屬」國であることが明記されている。このように朝鮮を中國の「附屬」國である「支那韃韃」に分類する記述方式は、『輿地誌略』卷二の「亞細亞洲中」も同様であった。まず、「亞細亞洲^{エシエンア}」の總論部分で關心が拂われるのは、やはり各國が「獨立」であるか否かである。

亞細亞洲中獨立の邦國は日本、支那、比耳西亞「ペルシヤ」を以て首とし、次て後印度の中暹羅、緬甸、安南の數國有り、朝鮮^{コレヤ}、西藏^{チベット}の如きは支那に附屬す。（①五八―五九、『敎』九〇）

朝鮮は「支那」に屬するとされるが、ただし、中國に對する朝貢國の暹羅・緬甸・安南が、朝貢について言及されずに「亞細亞」の「獨立」國として擧げられていることは、後に見る『世界大勢論』の自國認識を理解するために重要であるので留意されたい。

このように總論で「支那」の「附屬」國に分類された朝鮮は、本文では「支那本部」の項に續く「支那韃靼」の項において「滿洲」^{マンチュリヤ}「蒙古」^{モンゴリヤ}「伊犁」^{イリ}「西藏」とともに記述される。朝鮮の記述は『坤輿圖識』と較べて量が格段に増え、「本土固有の文字」(ハングル)に言及があり、また曲がりなりにも歴史に關する記述もあるのであるが、斷片的で漠然としており、滿洲・蒙古・西藏の項にはある挿圖もない。むしろ、『輿地誌略』の朝鮮に關する記述で特記すべきは、朝鮮は古代以來「皇國」に朝貢し、また神功皇后と豊臣秀吉に「征伐」されたという末尾の文章である。

此國古代より 皇國に朝貢し百工の技術等を傳へしこと少なからず。又屢々日本より之を征討せしこと有り。千六百七十年前 神功皇后の親征及び近くは豐太閤の討伐の如きは皆人の能く知る所なり。(②二二、『教』一〇六、空格は原文のとおり)

さらに注目したいのは、『輿地誌略』における自國國號は「日本」であるが、引用文に見られるように、古代における朝鮮との關係に限って「皇國」となっていることである。

吉野誠によれば、明治維新期の日本政府内の一部には、古代に天皇親政が行われていた時代を、朝鮮諸國が天皇の徳を慕って朝貢してきた理想的な日朝關係の時代とし、王政復古によって天皇親政が回復された以上、朝鮮は天皇に服屬すべきであるという「朝廷直交論」にもとづく「國體論的な日朝關係創出」の主張があった。⁽²⁰⁾明治政府に出仕する洋學者内田も、少なくとも歴史認識のレベルにおいては、國體論的な視點で日本と朝鮮との關係を見ていたわけである。

3 『世界大勢論』の自國認識

『世界大勢論』『世界大勢一斑』（Ⅲ六一―Ⅲ八）の各國に關する説明は「亞細亞洲」の「朝鮮」から始まるが、しかしここには「即ち我國である」としか記述がなく、それ自體として朝鮮が「獨立」國か否か明言していない。その次が「支那」であり、「獨立帝治。首都を北京といい、但し其の國中の香港は英吉利に屬し、澳門は葡萄牙に屬するものの、此の國が世界中で第一「一番」人口の夥多な國である」というように、「獨立」國であり政體は「帝治」であること、しかし國の一部はイギリス・ポルトガルの「屬地」＝植民地であることが記述されている。

「支那」の次が「滿洲」「蒙古」「伊犁」「西藏」であるが、最初の「滿洲」は後に削除されており、續けて「以上の四〔後に三に修正〕國は支那に屬しているが、しかし各自國王がいる。支那より其國務を干涉する故に、半獨立國と云う者である」と説明される。ここで兪がこれら三國を「屬地」とせずに「半獨立國」としているのは、ヨーロッパの國の「屬地」＝植民地と中國の「屬地」とを區別しようとしているからで、次に見るようにこの區別は『世界大勢論』の自國認識を理解する上で極めて重要なものである。

兪は「朝鮮」に關して「獨立」國か否か述べていないものの、ここまで見れば言外にある自國認識を以下のように推測できる。まず、日本の多くの世界地理書が朝鮮を「支那韃靼」と位置づけていたことに對して、兪は「支那韃靼」の用語を使わず、さらに記述を「朝鮮」から始めて「我國」と表記し、また朝鮮を蒙古・伊犁・西藏と區別していることから、朝鮮を「獨立」國として位置づけていたことは明白である。

ここで想起したいのが、箕作省吾『坤輿圖識』における「皇國」である。先述のように、『坤輿圖識』での中國の國名は「漢土」であった。これが「中華」や「中國」でないのは日本を「皇國」としたことと對應しており、一八世紀以後國學者のみならず蘭學者も持つようになった「日本を『皇國』と呼ぶ時、中國を『中華』『中國』とは普通呼ばない」とい

う「皇國」的世界像^{②①}」を、纂作が繼承していたことによるものである。^{②②}

『世界大勢論』でも中國の國號が「支那」になっていることから、兪も「中國」「中華」を相對化していたと言える。しかし自國の呼稱はあくまで「我國」で、ここからは中國に對する優越意識が感じられない。むしろ注目すべきなのは、「朝鮮」という漢字の國號の下に今日に言うハンゲルで「조선(チョソン)」と表記されていることである。周知のとおりハンゲルは表音文字であるが、『世界大勢論』の「世界大勢一斑」で外國地名は全て漢字で表記されており、ハンゲルは國號に關しては「朝鮮」のみを表記する文字である。『世界大勢論』のハンゲル認識については章を改めて検討するが、先回りすれば、中國に對する兪の優越意識はこのハンゲルによって示されている。

ところで『世界大勢論』『世界大勢一斑』には當初日本に關する記述がなく、後に日本は「蒙古・伊犁・西藏」とその次の「西比利亞」(魯西亞屬地)との間に書き込まれ、説明は「獨立帝治。國都是東京である」とされている。なぜ兪が當初日本について記述しなかったのかは分らない。もともと、日本に關する具體的な記述をしないことによって、『輿地誌略』に見られる國體論的日朝關係にも全く言及しないことになる。

このように兪は『世界大勢論』で朝鮮を「獨立」國と位置づけようとしているのだが、ここで想起されるのが、兪がヨーロッパの國の植民地^①「屬地」と中國の「屬地」を區別していることである。ところで、先述のように『輿地誌略』は朝鮮を「支那韃靼」の一部として記述していた。しかし、『輿地誌略』には朝鮮の位置づけに揺れが見られる。それが次に引用する『輿地誌略』卷二の「支那」の項の冒頭部分である。

支那の版圖は大別して概ね之を三部に分ち、其一^{チヤイナフロップル}支那本部(割註省略)其二^{チヤイニステルタリ}支那韃靼(割註省略)其三^{チベツト}西藏(割註省略)とす。其他朝鮮琉球の如きは又支那に朝貢する所の屬國とす(此區別、原本に依て各小異あり。即ち其一支那本部、其二屬地、滿州、蒙古、伊犁等を云ふ。其三來貢諸國、西藏、朝鮮、琉球等を云ふ)。(②二、『教』九八)

『輿地誌略』の朝鮮記述で兪が注目したのは、「支那韃靼」としての朝鮮ではなく、こちらの「支那」冒頭部分での朝鮮であった。ここで「支那に朝貢する所の屬國」ないし「來貢國」である朝鮮は、「支那韃靼」ないし「支那」の「屬地」である滿州・蒙古・伊犁と區別されている。これに着目した兪は、先に見たように『世界大勢論』でさらに蒙古・伊犁・西藏を「屬地」＝植民地ではなく「半獨立國」とした。そうすると、蒙古・伊犁・西藏と區別される「支那に朝貢する所の屬國」「來貢國」の朝鮮は、自ずと「獨立國」になろう。また、『輿地誌略』が朝鮮と同じく中國に朝貢しているはずの暹羅・緬甸・安南を「獨立國」としていたことも先述のとおりであるが、兪はこれも『輿地誌略』を踏襲して安南・暹羅・緬甸をそれぞれ「獨立王治」と位置づけた（なお安南については、「但し其國內に佛蘭西屬地が少し有る」と補足している）。つまり、兪は朝鮮が中國に朝貢する「屬國」であることと朝鮮が「獨立國」であることが、矛盾しないよう工夫しているのである。

この工夫の背景にあったのが、『輿地誌略』と『世界大勢論』の間の時期に生じた朝鮮の國際關係上の位置づけの變化である。周知のとおり、一八七六年の日朝修好條規は、第一款で朝鮮を中國の「屬國」ではなく「自主の邦」とした。このことは日朝修好條規締結後に發行された日本の世界地理書の朝鮮記述にも反映し、たとえば須川賢久譯『萬國地理誌』卷之一（須川氏藏、一八七七年）において朝鮮は、「支那」の項の冒頭で「此國を分ちて、三部とす、即支那本部、屬地〔滿州、蒙古、伊犁、朝鮮等を云ふ、又此等を總稱して支那韃靼と云ふ〕西藏是なり」（二五丁）と、「屬地」「支那韃靼」に位置づけられながらも、「支那韃靼」の項の朝鮮に關する記述の中では、「此國は、支那の屬國と稱すと雖とも、其實獨立國にして、支那の統御を受けず、只年々支那に朝して貢を納る、のみ」（二二丁）というように、「支那の屬國」を稱しながらも實質的には支配を受けない「獨立國」として位置づけられている。⁽²³⁾ それとともに、對外的に朝鮮を「自主」と規定したことによって、『輿地誌略』に見られた國體論的な日朝關係認識も、兪が日本に留學する時期には影響力を弱めていたことが推測されるのである。

さらに、本稿の「はじめに」で見たように、一八八二年の壬午軍亂を機に朝鮮に對する清の宗主權が強化されて日清の對立が深まると、福澤諭吉は日本が「文明の魁」として朝鮮の「文明」化、「獨立」を武力によつても支援すべきことを『時事新報』紙上で繰り返し唱えた。一八八二年の初めての日本訪問以來、福澤と親交を結んでいた金玉均は、甲申政變において朝貢の即時破棄による「獨立」を達成しようとしたが、それは朝貢と「獨立」が矛盾するという論理に基づいたもので、福澤の考えも恐らくそれと近い。一方、『世界大勢論』などの一八八三年の兪の著作も福澤の「朝鮮改造論」と密接な關係を有することは、前稿ですでに述べたとおりである。ただし、兪は朝鮮が清に對する朝貢國である現實を踏まえた上で、さらに朝貢國を「獨立」國と見なすことによつて、朝鮮を「獨立」國として位置づけようとしている。これは後の『西遊見聞』第三編「邦國の權利」における兪の「國權」論の基本姿勢なのであるが、『輿地誌略』との比較によつて、この基本姿勢が一八八〇年代前半の日本留學の時期にすでに見られることが確認できたのであり、この點は前稿で十分に展開できなかった兪の「獨立」論の特徴として追加しておきたい。

二 『世界大勢論』の「文明」認識

1 「文明」化の可能性

『世界大勢論』の最初の項は「人種殊異」(Ⅲ五九)である。それはブルーメンバッハの人種の五分類説に基づく人種分類を記述したもので、人種名稱に一部變更を加えているが、『輿地誌略』「世界人口の大略及び人種の區別」にほぼ忠實に倣ったものである。『輿地誌略』と『世界大勢論』は、人種を「文明」の段階と結び附けていない。こうすることによつて、両者は「文明」が「白色人種」の専有物だという人種決定説を回避しているのであるが、もう一つ問題になるのが「文明」と地理の關係である。これは『世界大勢論』では「衣食居處殊異」の項で扱われている。

愈は『世界大勢論』で、『輿地誌略』「衣食の需用及び開化の等級」に相當する部分を「衣食居處殊異」と「開化殊異」に分けて記述した。『輿地誌略』の衣食住に關する記述は、衣食住の「開化」が氣候に規定されるという自然條件決定説で、氣候帶を「赤道の近傍炎熱の地方」（『世界大勢論』では「炎熱地方」）、「北極圈に近き地方」（同「溫和地方」）（同「溫和地方」）の三つに分けている。『世界大勢論』は『輿地誌略』の記述を、一部を除いてほぼ忠實に翻譯している（Ⅲ二一二五）。それによると、「炎熱地方」は四季を通じて果實が多いため漁撈・狩獵を營み、防寒は獸皮を被り土中に穴居するという。これらに對して「溫和地方」については、その地方のさらに「溫暖豐穰」な地では「農功」を興して器械を使用し、一定の土地に定住して村落を形成し、やがて「邦國」を建てるに至ると説明される。先述の『世界大勢論』「世界大勢一斑」で、愈は國家を形成していない地域に關する記述を加えていたが、こうすることによって「炎熱地方」の「野蠻」「未開」性、およびそれらと「溫和地方」の段階差がさらに強調されるといふ效果を生むことになる。

さらに兩者の衣食住に關する記述の末尾に差異があり、『輿地誌略』は「故に開化に進むの民は上古概ね農業を事とする人民より^{シマ}基れり」（①三五、『敎』八〇）であるが、『世界大勢論』は「故に世界中」で「最も先に耕作業を創始した者は溫暖地方に居した人民であり、爾後漸漸「次第に」進歩した者も溫暖地方の人民であるが、我國がまた溫帶中の一國であり、他に歐羅巴諸國および亞墨利加合衆國等が皆然りである」（Ⅲ三三二四）である。『輿地誌略』は「溫帶」の農業に言及することによって、日本がヨーロッパのような「文明」化の條件を有していることを暗に示しているのだが、『世界大勢論』はさらに朝鮮がヨーロッパ諸國・アメリカ合衆國と同様に「溫帶」に屬することを明記することによって、より直接的に朝鮮の「文明」化の可能性を示しているわけである。

2 キリスト教批判

人種・地理によつて朝鮮の「文明」化の可能性が否定されないのであれば、「文明」化は改革によつて可能になる。その改革案として考え附くものの一つが、キリスト教の信仰であろう。しかし、『世界大勢論』はキリスト教について極めて否定的である。『輿地誌略』は「教法」の項で世界の宗教について記述しているが（①三一―三四、『教』七八―八〇）、『世界大勢論』の「宗教殊異」の論旨はこれと全く異なっている。『輿地誌略』「教法」は、「一 種の神を祭るの教」として「猶太教」^{ユダヤ教}「耶穌教」^{キリスト教}（その「門派」として「耶穌舊教」^{カソリック}「耶穌新教」^{プロテスタント}「希臘教」^{ギリヤズム}）「回教」^{マホメタニズム}を概説し、「多 種の神を祭るの教」として「其説更に奇怪にして人情に背き淺陋なるもの多し」とする（「釋教」^{ブッゾム}＝佛教はこで言及される）。宗教を一神教と多神教に分類し、多神教を野蠻・未開とする宗教觀は、『輿地誌略』が依據した西洋の地理書を踏襲したものであらう。

ところが『世界大勢論』「宗教殊異」には一神教と多神教の別に關する記述がなく、兪の關心は以下の引用文にみられるように、専ら宗教が人心に及ぼす影響にある。

宗教の殊異は國家の利害に關係する事が小さくない。大概「およそ」人生の靈秀な理致を分辨すれば、精神と形體の二大具である。宗教は精神に屬し、技術は形體に屬する故に、技術によつて形體を管配し、宗教によつて精神を管配する。形體を管配する者は技術を採用するに止まるが、精神を管配することは宗教の奴隸になるので、宗教の爲に忘國・忘家するに至る者がいるのである。宗教の殊異することがこのようであるので、どうして國家の利害に關係しないであらうか。／要するに各國に本來相傳する宗教「が」あり、教育を勉勵して倫紀を紊亂しないようにするのである。是故に各國が唯本在の「もともと在り來つた」宗教を固守し、他國の宗教の傳播するのを防禦して、自國人民をして

他國の宗教の奴隸たらしめないようにするべきであるが、此事がどうして有志者の任責でないであろうか。／世界中の宗教の種類が啻に十百のみならず、國が有れば必ず其國の本來の宗教があり、或いは其國の本來の宗教がなく「なくとも」、他國の宗教を採用することが日久月深になり、本國の宗教と稱することによると、我國の儒教は中國より取った者であり、日本の佛教は印度より取った者「である」ように、世代が久遠で人民が尊信すれば、本國の宗教と異なりが無い。どうして本國の宗教でないといえようか。大概各宗教の立教の本義をみれば、勸善懲惡するのに過ぎない。そうであるが故に、必ず天と言ひ神と言つて、冥々として知らない中に禍福を託定し、下民の不善不義の行實「行い」を禁止して、曰忠曰孝の倫理を勸勉する。現今に盛行する者を左に掲載する。(Ⅲ九一一、傍點は引用者)

この後に儒教（儒教は我國および中原等に盛行し）、佛教（佛教は印度の錫蘭「セイロン」島および后印度・中原・我國・日本等の國に盛行し）、「波羅門教」「耶蘇舊教」（天主教）ともされる）「耶蘇新教」「希臘教」「猶太教」「回回教」について略述されるのであるが、兪の主張は、技術（形體）は外國のものを受け容れてもよいが、宗教（精神）は絶対にいけないという、「東道西器」論的な「本國の宗教」護持である。兪は留學中に多くのキリスト教を信仰する日本人に接したはずであるが、日本をあくまでも佛教國として記述しているのも「本國の宗教」護持論によるものであろう。しかも朝鮮には「本在の宗教」ないし「本來の宗教」、つまり固有の宗教はないが、儒教と佛教が實質的に「本國の宗教」になっていると述べ、さらに具體的に挙げられる徳目が「國・家」に對應する「忠・孝」であり、また儒教を筆頭で記述していることから、兪が「本國の宗教」として儒教に重きをおいているのは明白である。そうして儒教に關する記述でだけは、中國を「支那」でなく「中國」「中原」とし、儒教の發祥の地としての中國の相對化を拒むのである。

3 「文明」と政體

このようにヨーロッパの宗教（精神）の受容は、兪にとつて朝鮮に害を及ぼすものだった。一方で、前章で見たように、兪は内田と同様に國の「文明」化の度合いと政體に密接な關聯性を持たせていた。しかし、ヨーロッパ諸國の政體と、朝鮮が受容を拒否しなければならないヨーロッパの「精神」には密接な關聯があるはずである。したがって、『世界大勢論』において、「文明」化の指標の一つである政體と、兪のヨーロッパ「精神」受容拒否論がいかなる關係にあるか検討しなければならない。

『世界大勢論』「政治殊異」は『輿地誌略』「政治及國體の區別」に對應する項であるが、前半の「政治」に該當する部分に對應する記述がなく、専ら「國體」＝政體について記述している。『世界大勢論』が省いた『輿地誌略』の「政治」の部分は、「立憲の政體」へと至るヨーロッパの政治の發達史であり、ここで「立憲の政體」は「東洋諸國」では遂に「發見」されなかったもので、「近世學術開け人民の知覺次第に進歩するに至り」、「歐洲諸邦」の政體になったものだと言明されるとともに、その要訣は「確然不拔の國憲を創立して君主權を國民と相俱にし、天下を以て一人の私有と爲さず、天下を以て天下の天下と爲し、暴君姦臣有りと雖とも敢て輕しく國政を亂る能はず」と説明される（①四一四三、「教」八三）。これは、ヨーロッパと「東洋」（實質的に中國を指すであろう）を對置するとともに、「東洋」の政治的理想がむしろヨーロッパにおいて實現されていることを示唆するものである。『輿地誌略』はこれに續けて「國^{コンステテューション}憲」（「憲法」とも表記される）、「立^{レステチポール}法」（「行^{エウキエフポール}法」（「司法^{ジヨシアルポール}律」の「三大權」の分立、「立法」における「上下兩院」と「國民の投票^{イレフダ}」などについて説明するのであるが、『世界大勢論』はこの部分も譯出しないことによって、「立憲の政體」の制度について實質的に何も記述していない。

『世界大勢論』「政治殊異」の冒頭は、「政治の殊異が亦多いが、しかし其體を分別すれば二法に過ぎず、曰く多人政治、

曰く少人政治である」(Ⅲ二六)であり、これに對應する『輿地誌略』での政體の「二法」は「君政」^{モナルキ}と「民政」^{デモクラシー}である。『輿地誌略』では政體の區別の基準が第一に君主制か否か、第二に憲法が施行されているか否かであるのに對し、『世界大勢論』の基準は「少人政治」という者は、全國多數人民中に政治に參與するものが少數の人員である。此に反して全國人民が政治に共同參與する者を多人政治という」(Ⅲ一八)というように、政治を少數が行うか多數が行うかであつて、そのため『輿地誌略』が五つの政體を「君主擅制」^{デスポチズム}「君主專治」^{アブソルートモナルキ}「君民同治」^{コンスティテューショナルモナルキ}(以上、「君政」^{アリストクラシー})「貴顯專治」^{リパブリック}「合衆政治」^{リパブリック}(以上、「民政」)の順に並べるのに對して、『世界大勢論』は「君主專制」「君主專治」「貴族政治」(以上、「少人政治」)「君民同治」「共和政治」(以上、「多人政治」)の順に並べることになる。さらに『世界大勢論』は「多人政治」と「少人政治」を、「公」と「私」という儒教的な倫理概念によつて價值付與する度合いが『輿地誌略』よりも強く、またその他の部分にも看過できない相違がある。以下に「君主擅制」「君主專制」「君民同治」に關する『輿地誌略』と『世界大勢論』の記述を對比させてみることにする。⁽²⁵⁾

「君主擅制」「君主專制」

(輿) 君主の權、限制する所無く、天下萬民を擅制して生殺與奪の權、其欲する所に任ず。其命令する所條理に背くと雖とも、國民之を如何ともすること能はず。是現に君主天下を私有する者にして、亞非利加の諸邦及び亞細亞内地の各處等、此制を用ひ現に蠻夷及び未開の國に行はる。(①四四、『教』八四)

(世) 君主の權威が無限で土地人民を私有し、生殺與奪する權が其掌握に在つて、其命令が正理に違ひ、公道に背いても人民が敢えて異議することがない。亞墨利加と亞細亞諸國に多く有る。(Ⅲ一七)

「君民同治」

(輿) 君主上に在て萬民を統轄する事、前の者「君主專治」に同じと雖とも、敢て天下を私有する事無く、必ず公

明正大の憲法を確定し、國民をして國事に參與するを得せしむ。西洋諸國皆此制度にして、文明開化の國に行はる之に勝る政體無かる可し。(①四四―四五、『教』八四)

(世) 君主が在上して萬民を統轄する法は前の如くであるが、しかし敢えて天下を私有できず、必ず公明正大な憲法を確定して國民をして一同國政に參與せしめる。此即ち立憲政治である。(Ⅲ一九)

兩者とも「擅斷」ないし「專制」の弊害を、君主による「天下」の「私有」に求めている。この「私有」は私有財産などの「私有」とは異なり、權力の配分の不均平・不公平という反倫理的な概念である。また、『輿地誌略』は國民の政治參與を保證する憲法を「公明正大」(私心がない)とし、『世界大勢論』もこれを忠實に翻譯している。政體論において内田も兪も、「公」「私」を倫理的概念として使用していることでは共通しているのだが、しかし兩者には微妙な差異がある。『世界大勢論』の場合、「公」は「憲法」の「公明正大」のほかに、「君主專制」において「私有」の反對語としての「公道」として現れる。この「公道」は人が絶対に遵守すべき道理であつて、その前にある「正理」と同義である。また、先に引用した兪の「少人政治」と「多人政治」に關する説明においても、「多人政治」は「全國人民が政治に共同參與すること、つまり公平な政治參與であつた。兪にとつて政治はどこまでも均平・公平な倫理的に正しいものでなければならぬ。ところが『輿地誌略』では、反倫理的であるはずの「貴顯政治」が「君政」ではないという理由で倫理的な「共和政治」と同じ「民政」に分類され、逆に倫理的なはずの「君民同治」が「君政」という理由で「君主擅制」「君主專治」と一緒にされていた。これは兪にとつて一貫性を缺いた説明である。兪が『輿地誌略』の「君政」「民政」の「二法」を受け容れずにこれを「少人政治」「多人政治」に置き換えた理由は、政治の「私」に對する批判の強さにあると言えるのである。

このように、原理的には「君民同治」「共和政治」を内田よりも倫理的に捉えた兪であるが、それではそれを自國に適

用することが可能と考えたかと言え、そうではなかった。それが五つの政體に關する記述に續く「政治殊異」の末尾の文章である。

蓋し邦國が「に」各々國體が有るのだから、決して變更する可きではないが、しかし政治が國體に適さない「相應しくない」者は、政治の善否を議論することが宗教の善否を議論することと同じであり、共に無益に歸するので、但當に此國に適宜すべき「ただその國に相應しい」政治を問うべきであるのである。泰西の史冊「史書」を考覽すれば、少人政治を改めて多人政治を設けた者が多いので、此に由つて比觀すれば、多人政治が少人政治より善美であることを知る可き者である。(Ⅲ二〇)

解釋の難しい文章であるが、ここで兪が述べているのは、各國にはそれぞれ「國體」(ここでは君主制か否かが基準である)があるので、「宗教殊異」で見た「外國宗教」と同様に、自國の「國體」にそぐわない外國の「政治」(政體)の導入を議論してはいけないということである。直接的には「國體」が君主制である朝鮮では「共和政治」を議論してはいけないという主張であるが、さらに進んでヨーロッパの「多人政治」は「善美」であっても、これは歴史的に形成されたものである、歴史が異なる朝鮮で直ちに議論するのは不可であるということも含意している。

そこでさらに注目されるのが、各政體の分布に關する説明における『輿地誌略』と『世界大勢論』の差異である。『輿地誌略』と『世界大勢論』の「君主專治」に關する記述の末尾において、前者は「支那、土耳其、比耳西亞、印度諸國等の總て半開の國、皆此制を用ふ」(①四四、「教」八四)、後者は「魯西亞等の諸國の政治である」(Ⅲ一七)である。『輿地誌略』では「君主專治」はアジアの「半開の國」の政體であつて、したがつて朝鮮の政體もこれになるはずであるが、『世界大勢論』では「君主專治」はロシアの政體である。一方、「君主擅制」(「君主專制」)について、先の引用文に見られる

とおり、前者は「亞非利加の諸邦及び亞細亞内地の各處等、此制を用ひ現に蠻夷及び未開の國に行はる」、後者は「亞墨利加と亞細亞諸國に多く有る」であつて（なお「亞墨利加」が「亞非利加」の誤記なのか意圖したもののか不明）、『世界大勢論』では朝鮮の政體は「君主專制」になるのである。これは朝鮮の政體を「多人政治」から最も遠い「君主專制」とすることによって、朝鮮における「多人政治」の實現は遠い將來のことであると示唆するための意圖的な改變だろう。

前章で見たように、『世界大勢論』「世界大勢一斑」における世界各國に對する最大の關心は、それぞれの國が「獨立」國か否かとその政體であつた。しかし、ここで見たように、愈はヨーロッパ起源の立憲政治を朝鮮で實現しなければならぬと考えていたわけではない。これは『世界大勢論』の「文明」の定義にも關わつてくる問題である。

『輿地誌略』「衣食の需用及び開化の等級」の後半における「文明」の段階の區分は「蠻夷」^{サウエン}「未開」^{セミバルバリヤン}「半開」^{ハーフシヴィライズド}の民「文明開化の民」^{エンライズド}の四つであるが、『世界大勢論』「開化殊異」はこれを「野蠻」「未開」「半開」「文明」と一部改稱しつつも踏襲した。それぞれの段階に關する記述も、『世界大勢論』は『輿地誌略』をほぼ忠實に翻譯しているのであるが、ここでは「文明開化」および「文明」と、朝鮮が該當するはずの「半開」に關する記述について、兩者の差異を検討してみたい。

まずは「文明開化」および「文明」に關する兩者の記述である。

（興）農商百工の業盛にして學術技藝に篤く、四民其業に安ず。西洋諸國及亞米利加合衆國の如きを云ふ。此民の徵傲は造化の力の壓抑を受けず、學術を以て勉めて之を輔成す。又四海萬國盡く友誼を以て廣く交るを好み、舊法と門地を尙ばずして賢明と學術を貴ぶ。其人情風俗は國に因り同じからずと雖とも、概するに虚飾少なくて廉耻の心饒く、法令明白にして刑罰極めて寛なり。（①三八三九、『教』八二）

（世）半開の地位を脱して一進すれば文明である。文明という者は、農工商の諸業が盛大で、文學技術が篤實なもの

である。歐洲諸國とおよび亞墨利加合衆國のような者を云うのである。此民の工用は造化力の壓制を受けず、學術をもつて勉勵して物理を輔成し、舊法と門地を尊崇せず、賢明と學術を貴重とし、其人情、風俗、國體は同じでないが、しかし大概虚飾する模様が少なく、廉恥の風が多く、法令が明白で刑罰が寛嚴である「寛嚴の宜しきを得ている」。政治は多數に決する。(Ⅲ三三三四)

兩者とも「文明」の根幹は、農商工業の繁盛と學問・技術の發達である。しかし兩者には末尾に差異があり、『輿地誌略』が「文明」國の間にも「人情」「風俗」の違いがあると述べている部分に、『世界大勢論』は「國體」政體を加え、さらに最末尾に「政治は多數に決する」を附け加えている。この追加の意味は、兩者の「半開」に關する説明の末尾部分の差異と併せて考えれば明らかになる。

(輿) 又半開の民に於て一般なることは、君主政府に於て専ら威權を擁し國民之に參與するを得ず。是文明開化の民と大に區別有る所以なり。(①三八、『敎』八二)

(世) また全國中のあらゆる事務は皆君主政府で決斷し、人民は政府に參與する權を授からないことをもつて通例とする。此は文明「的」な人民と所異する處であるが、實狀は人民を教育できずに智識が高明でない故に、參政權を與えれば國政が反つて紊亂を致すのである。(Ⅲ三三三三)

ここでも「政治殊異」と同様に、兪は朝鮮での「多人政治」の施行を嚴に戒めている。もし「文明」と政體が對應關係にあるなら、兪は朝鮮の「文明」化をそもそも放棄しているのだと言わざるをえないが、しかし「開化殊異」の末尾で兪は、

要するに、文明と半開、半開と未開、また未開と野蠻という者が其間に決して境域があるのではなく、又今日に歐洲諸國および亞墨利加合衆國を文明開化というが、此等が決して開化が「の」極ではない。唯現時開化の進んで已まないのみである。眞開化は如何なる者か未だ知らない。古人が今日の文明を前知できないように、今人がまた決して後日の開化を前知できない者である。(Ⅲ三四・三五)

と述べて、ヨーロッパ諸國・アメリカ合衆國の「開化」は「眞開化」ではないことを示唆しているのである。一方で、國家を形成していない「野蠻」「未開」に較べると、「少人政治」であつても國家を形成している朝鮮は、「文明」化の度合においてこれらとは劃然と區別されることになる。そうして「開化殊異」は、以下のように結ばれる。

右四條の等級の殊異を分知して自己國朝の恥辱慢侮を忘却せず、習慣成俗を輕忽にせず、他國が文明に進就した然る所以の者を推察して我國の開化進歩を計較する者は、眞に憂國賢士、愛君忠臣と謂う可きである。我東方同胞兄弟幾千萬諸公に願う。(Ⅲ三五・三六)

ここで言外に述べられていることは、先述の「宗教殊異」の記述と併せて考えると、朝鮮は「自己國朝」の「習慣成俗」「精神」において西洋に劣らず、西洋から受け容れる必要があるのは「他國が文明に進就した然る所以の者」(「形體」)だということである。「文明」を論ずる項の表題が「開化殊異」となり、さらにその後半になると右の引用文のように「文明」と「開化」が併記されているが、これは兪が「文明」は西洋の農商工業の繁盛をもたらした學問・技術、「開化」は「精神」「憂國」と「愛君」を核心とする)を「文明」によつて補うことによつて「進歩」するところのものとして、兩者を區別していることを意味する。それとともに、「開化進歩」の擔い手は「士」「臣」だということも、右の引用文か

ら読み取ることができる。

三 『世界大勢論』の現實的意圖

1 「國權」と兵力と國際法

『輿地誌略』「人類の始及び世界歴史の大意」は實質的にギリシア・ローマ時代からナポレオン戦争後のウィーン體制へと至るヨーロッパ史の概説であり、『世界大勢論』「世界歴史一斑」は概ねこの忠實な翻譯である。ただ、『世界大勢論』は「人類の始及び世界歴史の大意」の最後の節を翻譯していない。この節で内田は前節までの記述を踏まえて、「文明」が進歩したヨーロッパでも各國は戦争を繰り返して「未だ兇暴の風習を脱かれ」ていない現實を認めながらも、現在では「各國互に往時の如く敢て無名妄舉の師を起すこと」ができず、また戦時には敵國の兵ではない「敵國人民の性命及び所有を毀傷せざる」ようになっていくことを、將來の「開化の進歩」への期待として結んでいる（①五五・五六、『教』八九）。

地理書である『輿地誌略』には國際法に關する記述がないのに對し、『世界大勢論』「自由大略」は同書のポリティカル・ジオグラフィー部分の締めくくりに當たる項であるが、本來の地理書の記述範圍から外れて「國權」および國際法を論ずるものである。『輿地誌略』においても「自由」が説明されているが、それは「衣食の需用及び開化の等級」の最後の「文明開化の民」に關する記述に追加した節で、「其他文明の國に於ては確定の憲法有りて君主政府擅に邦土を私有せず、威權を以て國民を制御せず、其民各獨立不羈にして敢て君主の奴隸たらず、又其所有物は其本主に屬し政府より之を保護して之を褫ふを得ず」（①三九、『教』八二）というものであり、これに續けて二字下げて「獨立不羈又自由」を説明している。「文明の國」では「憲法」が施行されているため、「會社」（結社）「印行」（出版）「法教」（宗教）「所有」などの自由が保護されていると言うのだが、「立憲の政治」に關する記述を拒んでいる『世界大勢論』は、當然のことながら「國

民」の「自由」を十全に説明できない。「自由大略」の冒頭は以下のとおりである。

以上の所論のように、幾多の星霜を経過し、幾多の變遷に遭遇して、世界の一部が開化の域中に進入する。此より文明の步驟に隨つて、人民が各自一身の權利および一國の權利を擴張する風が盛行する。大概一身の權利という者は、凡百の爲さんと欲する事が國家の政法を紊犯せず、他人の事物を貽害しなければ、何等の事も論ずること無く「いかなることであつても」隨意行止して「思いのままに行つて」自由「に」することが出来る。然る故に政府であつても人民の行事「行動」が憲法律則に背戻しなければ、國家の威力によつて空然と「いたずらに」譴罰できず「下略」
(三八九)

ここでは「一國の權利」に對する「一身の權利」および「自由」について言及はされているが、それは「幾多の星霜を経過し、幾多の變遷に遭遇して」、「開化の域中に進入」した國でのことである。さらに「人民の行事」の「自由」に「國家の政法を紊犯せず、他人の事物を貽害しなければ」という留保が付き、また「自由」の内容についても觸れられていない。こうして「自由大略」の記述は専ら「一國の權利」に關するものになるのだが、ここで「國權」の基本が兵力にあるとされていること、その記述において福澤諭吉『時事小言』からの翻譯が見られること、「公法」(國際法)の效用について言及があることは、すでに前稿で明らかにしたことなので本稿では繰り返さない。²²⁾ただ、「公法」に關する説明の最後の部分は、極めて現實的な問題に關わる記述をしているので、補足しておきたい。

「自由大略」は最末尾で公使および領事の交派の效用について説明しているのだが、そこで注目されるのが以下の部分である。

萬一其國人民が開化の事理と文明「的」な物情を知らずに頑固守舊で、外人を仇視して結黨聚徒し、外國公使所居館舎を襲撃したり其人命を殺害すれば、甲乙國政府の和約が破絶し易く、或いは甲乙國政府間に和論が再行して、甲國が公使を復遣すれば、必ず軍士を引率して乙國國都に入り、館舎を護衛し、乙國は其亂民を捕捉して處刑し、自國の治民「民を治めることが」不善だった罪を謝し、或いは甲國人が「に」殺された者がいれば、その殺された人の本來の職掌の大小輕重に隨つて乙國が償金と恤銀を給與する。償金という者は、甲國が此事「公使館の襲撃と人命の殺害」に因つて入る「要した」所の諸費「を補償すること」であり、また乙國の「が」謝禮する物「謝罪・謝禮の物品を贈ること」を稱するものであり、恤銀という者は、被殺人の家族に乙國が弔慰し、また資産を給渡する物を稱する者である。(三二〇〇一〇一)

ここでの外國公使館襲撃・外國人殺害が壬午軍亂を指すのは明らかであり、また「甲乙政府間」の「和論」が濟物浦條約を指すのも明らかである。すなわち、引用文中の「甲國が公使を復遣すれば、必ず軍士を引率して乙國國都に入り、館舎を護衛し」は、同條約第五條の「日本公使館ハ兵員若干ヲ置キ警衛スル事」に、「乙國は其亂民を捕捉して處刑し、自國の治民不善だった罪を謝し」は、第一條の「朝鮮國ハ兇徒ヲ捕獲シ巨魁ヲ嚴究シ重キニ從テ懲辦スル事」および第六條の「朝鮮國ハ特ニ大官ヲ派シ國書ヲ修シ以テ日本國ニ謝スル事」に、「償金」は第四條の「兇徒ノ暴舉ニ因リ日本國ガ受クル所ノ損害、公使ヲ護衛スル海陸兵費ノ内五拾萬圓ハ朝鮮國ヨリ填補スル事」に、「恤銀」は第三條の「朝鮮國ハ五萬圓ヲ支出シ日本官吏ノ遭害者ノ遺族竝ニ負傷者ニ給與シ以テ體卹ヲ加フル事」に該當する。²⁷⁾

このように、兪は朝鮮が「公法」に基づく條約を結んだ「獨立」國である以上、人民の「公法」違背の處理として結ばれた濟物浦條約を受け容れなければならないと朝鮮人民を説得しようとしているのである。一方、すでに述べたように、兪は朝鮮が中國の朝貢國であることを自國認識の前提としており、また「精神」Ⅱ儒教に關聯する部分では中國を相對化

していない。これでは朝鮮の「開化」は中國に埋没してしまい兼ねないのであるが、そこで中國に對する朝鮮の「獨立」を擔保するものが、「國文」と年號なのである。これら二つの『世界大勢論』における意義については、前稿でも論じたところであるが、本稿ではさらに『輿地誌略』との比較を通じてその意義をより明確にしておきたい。

2 「國文」と年號

『世界大勢論』『言語殊異』は『輿地誌略』『言語文字』に依據しているが、その主たる關心は文字にあり、『輿地誌略』のヨーロッパの言語の沿革に關する記述を翻譯していない。『輿地誌略』『言語文字』における文字の説明は、まず「野蠻の國に於ては未だ文字を用ひざる者多し」、「開化の淺深に従ひ文字有りと雖とも、未だ書籍を印行するを知らざるの民甚た多し」、「印行の書籍初めは之を木版に刻すと雖とも、文化の開け迅速を貴ぶに至ては必ず活字を用ひざるを得ず」というように、「文明」の進歩にともなう文字の發展段階（無文字から活字へ）に關するものであった（①三〇、『教』七八）。これに對して『世界大勢論』『言語殊異』の文字に關する最初の説明は、「大概人民がいれば必ず言語があり、言語があれば必ず文字があるが、しかし言語だけあつて文字「の」ない國もあり、文字があつても其用「が」甚だ不便な者が多い」（Ⅲ一四一五）というもので、ここには文字の單位は「國」ごとであり、「國文」の有無は開化の度合いに關聯するものである、また「國文」の優劣はその使用の便不便によるという發想が見られる。

『輿地誌略』『言語文字』の文字に關する記述の後半は、文字は「支那の篆書ヒツツライフの如き」「象形文字」と「歐羅巴の文字の如き」「音字を綴り言語を記載するもの」、つまり「一字を以て一語或は一物を表するもの」と「一字を以て一音を徴し數字を連續して之を用るもの」に大別されるという説明である（①三一、『教』七八）。ここで兩者は時間的に先と後、地理的に「支那」とヨーロッパに對應しており、ヨーロッパのアルファベットが「支那」の漢字よりも進歩して「文明」的であることが含意されている。一方、『世界大勢論』『言語殊異』の文字に關する記述は、次のように壓倒的に朝鮮「國文」の

漢字に對する優越性に關するものである。

今世界中「に」在有する文字の種類が言語と同じく幾百種類であるが、しかし其法を分別すれば二法に過ぎない。一字をもつて一語一物を表す者もあり、一字によつて一音を表し、此音を連綴して一語一物を表す者もある。假令「たとえば」漢文は一字によつて一語一物を表す者であり、本國文は一字によつて一音を表し、連音して一語一物を表す者である。漢文は甚だ靈妙であるが、字數が衆多である故に他國人が學成「學習」することが甚だ難しく時間がかかり、本國文は字數が些少である故に他國人も學得「習得」することが甚だ「簡」便で易しい。夫れ文字は言語の符號である。言語は世代を経過して年月が久遠であるほど増加する者であるので、文字もまたそうである「増加する」ことは明白な證據「事實」である。そうであるが故に、一語一物を一字で表す文字は越等な「ずば抜けた」才智でなければ悟解することが甚だ難しい。何等の語物を論ずること無く、數字連音して隨意記表するものが最も便利な者である。(Ⅲ一五一六)

愈にとつて「國文」が存在すること自體で朝鮮はすでに「未開」でないのであるが、さらにここでは、漢字に較べて優越した文字はヨーロッパのアルファベットではなく「本國文」となり、『世界大勢論』における中國の相對化は「我國」の文字「本國文」の優越性によつて擔保されている。先述の「世界大勢一斑」における朝鮮國號の「國文」表記も、こうした文脈で理解が可能なのである。

なお、『世界大勢論』「言語殊異」には、先述の『輿地誌略』「言語文字」における無文字から活字へという文字の發展段階に關する記述が翻譯されていないのであるが、『西遊見聞』第十四編「開化の等級」には「校書館の鐵鑄字も天下で最も先に創行したものである」(Ⅰ四〇四、原文三八四頁)という記述がある。朝鮮が金屬活字を世界で初めて發明したと

いう、今日にまで續く自國優越意識であるが、これは文字の「開化」に關する『輿地誌略』の記述に觸發された兪が、『世界大勢論』執筆後に考案したものである可能性が高い。ただし、その後「我邦の人がもし窮究してまた窮究し、便利な道理を經營したとすれば「中略」天下萬國の名譽が我邦に歸したであろうが、後輩が前人の舊規を潤色しなかったのだ」という文章が續いている。近代西洋を頂點とする進歩史觀を受け容れてしまえば、近代以前のある時點まで朝鮮（ないし東洋）が西洋より進んでいたという「事實」を提示しても、結局ある時點から後は自國の「退歩史觀」になってしまうという難問も、兪は抱え込むことになるのである。

年號については、『輿地誌略』「凡例」に「書中往昔の年紀を擧るに年號を以てするときは年數を搜索するに便ならず。故に皆幾年前と記す。此書今年の刊行に係れば、讀者宜く明治三年より遡り算すべし」（凡例二、『教』六四）とあるように、内田は年號の使用を避けているが、それは日本の年號を使用した場合にもたらされる煩瑣さを避けるためであつた。内田の「年紀」表記の背後には、日本における年號の存在という事實があるのである。一方、朝鮮王朝は中國との關係から獨自の年號を持たなかったが、兪は『世界大勢論』「世界歴史一斑」で「我國紀元」を採用した。その意圖は「世界歴史一斑」の冒頭で説明されている。

謹んで按ずるに、我／聖朝太祖太王が受命龍興なされ、もつて乾坤を整頓なされ、もつて人民を安定になされ、漢陽に定鼎なされ、億萬年無疆な基業を建てられたが、今を距てること四百九十二年、壬申七月十六日である。是故に草莽微臣が敢えて此歳をもつて我國紀元とし、年代を記す。其以前の年代は／太祖紀元前幾年と書き、其以後の年代は即ち、今歳は／太祖紀元四百九十二年である。支那は古より其時の天子の建元した年を用いるが、今年は光緒九年であり、日本は其開國した天皇神武の即位歳によつて紀年するが、今年が神武天皇紀元二千五百四十三年であり、西洋諸國は其宗教開祖耶蘇生歳をもつて紀元するが、今年が西曆一千八百八十三年「である」と稱する故に、我國は／太

祖大王「が」開國なされた年によって紀元を用いる。(Ⅲ三七三八)

前稿でも述べたとおり、この太祖李成桂による「開國」を紀元とする「開國紀年」は、『世界大勢論』によって初めて用いられた年号ではなく、すでに一八七六年調印の日朝修好條規で用いられ、また一八八二年調印の朝米修好通商條約でも用いられたもので、條約關係に基づく日本・西洋諸國との條約・外交文書で使用され始めたものである。これに加えて、『世界大勢論』は「開國何年」ではなく、引用文にも見られるように「太祖紀元何年」としたために、年號を記すごとに平出を施すことになっているのであるが、こうすることによって太祖と朝鮮王朝の權威を視覺的に示す効果を生んでいることを指摘しておきたい。

なお、ここで兪が日本の神武紀元に言及していることにも注意したい。神武紀元が制定されたのは明治五年であるから、『輿地誌略』卷一で使用されないのは當然である。ところが、兪の新聞「創刊辭」の冒頭では、「檀君立國四千四百」と途中で書かれた年號が削除され、「大朝鮮開國四百九十二年」と修正されているのである(Ⅳ五)。兪は一八八三年の著作ですでに二〇世紀朝鮮の民族主義の象徴の一つである「檀紀」の採用を試みたのであるが、これが神武紀元に觸發されたものであることは明らかである。恐らく兪の念頭には、日本の神道に相當する朝鮮固有の「道」Ⅱ「本國の宗教」の創出という問題意識があつたが、儒教との間で整合性が取れなかったのだと推測される。日本による保護國化後の著作で兪が檀君神話を基盤とする「國體」論を模索していたこと、⁽²⁸⁾「東道西器」論者の金允植が同じ時期に「檀君教」の創建に深く関わっていることを踏まえれば興味深いテーマであるが、これについては今後の課題としたい。

おわりに

以上、本稿では内田正雄『輿地誌略』の記述と比較することによって、『世界大勢論』の自國認識・「文明」認識の論理

を前稿に較べてより明確にできた。これを踏まえて、兪吉濬の開化思想形成過程における『世界大勢論』の位置づけをより明確にすることをもって、本稿のむすびとしたい。

『世界大勢論』には朝鮮が「獨立」國か否か、明確には書かれていない。『世界大勢論』と同じ一八八三年の「言辭疏」に「自守獨立」という文言があること、『世界大勢論』での「本國文」が漢文より優れているという主張や「我國紀元」という年號の使用など、書かれたものだけから判断すれば、この時點で兪は「朝鮮は清の「屬邦」でなく「獨立」國であるかのように述べていた」⁽³⁰⁾と言える。しかし、本稿の第一章で見たように、『輿地誌略』の記述から兪が踏襲した部分と踏襲しなかった部分を突き合わせた結果、兪は朝鮮が「獨立」國であることと清に對する朝貢國であることが矛盾しないと言外に述べていることが明らかになった。

朝鮮は清の朝貢國Ⅱ「屬邦」であるという事實を是認しながらも、「屬邦」は「獨立」國であることを兪が「公法」に依據して主張し始めるのは一八八五年の「中立論」においてであり、さらに一八八九年脱稿の『西遊見聞』において「屬邦獨立」論を完成させる。金玉均『甲申日錄』の政綱第一條に見られる、朝鮮が清に朝貢しているという事實と朝鮮は「獨立」國であるという原理を對立的に見るのとは異なる思考方式を、兪は日本留學の時期以來有していたことが明らかにあったのだが、ではなぜ兪がそのような思考様式を持つようになったのかは、現在のところ説明することができない。今後の課題としたい。

一方、兪が一九世紀西洋で廣まっていた「文明」認識を朝鮮語で記述する際に、『福澤諭吉の著作のみならず『輿地誌略』に大きく據っていたことが、本稿での考察を通じて明らかになった。しかし、兪はキリスト教に對抗する立場から朝鮮の「本國の宗教」としての儒教の守護を唱え、また『輿地誌略』および『世界國畫』『附錄』で「文明」化と密接な聯繫性を持たされていた立憲政治については、朝鮮への導入を實質的に拒否していた。その意味で一八八三年時點の兪は、先行研究における兪の文明論に關する理解とは異なり、道德や政治制度は儒教のそれを守り、西洋からは技術のみを受容

するという「東道西器」の立場に立っていたと言っていることができる。

前稿で述べたとおり兪は『西遊見聞』で「宗教の自由」を認めたが、それはキリスト教を含めて「世界の宗教は『尊國』『愛君』において共通する」⁽⁴¹⁾という宗教観に基づいたものである。また、兪は『西遊見聞』においても三權分立や人民の参政權に否定的であり、「教化による人民の道德的修養」がよく行われている政體として「君民共治」を理解していたことも前稿で述べたとおりである。『西遊見聞』で一應の完成を見た兪の開化思想は、『世界大勢論』で確信して疑わなかった「精神」を、西洋近代思想に附會することによって形成されたのである。⁽³²⁾

ところで、兪吉濬の名著『西遊見聞』の第十四編「開化の等級」は、「文明」という語を用いず、「開化」の發展段階を「未開化」「半開化」「開化」の三段階とし、「開化」を以下のように定義している。

五倫の行實「行い」を純篤にして人が道理を知れば、これは行實の開化であり、人が學術を窮究して萬物の理致を格せば、これは學術の開化であり、國家の政治を正大にして百姓「民」に泰平な樂が有ることは政治の開化であり、法律を公平にして百姓「民」に冤抑なことが無いことは法律の開化であり、器械の制度を便利にして人の用を利さしめたことは器械の開化であり、物品の製造を精緊にして厚くし、荒廢な事が無いことは物品の開化である。この疊條の開化を合わせたその後に、開化の具備したものと始「初」めて謂うべきである。天下古今の如何なる國を顧考しても、開化の極臻した「極まった」境に至ったものは無いが、しかしおおよそその層級を區別すれば、三等に過ぎない。開化する者、半開化する者、未開化する者である。⁽³⁴⁾

『西遊見聞』において「行實」の「開化」は、儒教道德である「五倫」の行いをよく行うことである。また、政治の「開化」は政治を「正大」にすることであるというが、ここで「正大」というのは「多人」が政治に參與することではな

く、治者が民をよく治めて「泰平」を享受させるということである。『世界大勢論』における「多人政治」時期尙早論を『西遊見聞』における「開化」の定義でも繼承しているといえる。

ここで想起されるのが、「開化」とは『易經』繫辭の「開物成務」（人の知識を開發して事業を成就させる）と、『禮記』學記の「化民成俗」（民を教化して立派な風俗を作る）のことだと述べた『皇城新聞』一八九八年九月二三日論説である。一九世紀最末期の朝鮮の儒教知識人の「開化」觀念を代表するものとしてつとに李光麟によって着目された論説であるが、その冒頭は以下のとおりである。

客が余に問うて曰く、開化という者は何物を指すものであり、何事を謂うものなのかと。余が應えて曰く、開物成務して化民成俗「するの」を開化と謂うと。〔客が〕曰く、近世に「近ごろ」開化する者がみな西洋を依慕するが、當初東洋には開化した者は無かったのかと。〔余は〕曰く、どうして無かっただらうか。上古に書契を造って結繩に代え、太極に象つて陰陽を分かったのは伏羲の開化であり、〔中略〕春秋之正筆は 孔夫子の大而化なされた開化である〔下略〕（空格は原文のとおり）

ここでの「開物成務」「化民成俗」は、それぞれ『世界大勢論』『開化殊異』における「形體」としての「他國が文明に進出した然る所以の者」、「精神」としての「自己國朝」の「習慣成俗」とほぼ同義である。キム・ユンヒによれば、「開物成務」「化民成俗」は統治者の役割を強調する言葉として、『朝鮮王朝實錄』にしばしば現れるという³⁶⁾。また、この論説で右の引用文に續く文章は、『西遊見聞』第十四編「開化の等級」の要約である。これは、『世界大勢論』を原型とする『西遊見聞』第十四編「開化の等級」が、海外経験のない改新儒教派によって「開物成務」「化民成俗」としての「開化」を論ずるものだとして抵抗なく讀まれたことを示唆している。これまでの兪の著作に關する研究は、おおむね朝鮮におけ

る西洋「文明」受容史の脈絡で行われることが多かった。それに對して筆者の主張は、本稿の「はじめに」で言及したように、むしろ兪の開化思想を朝鮮後期の政治思想の展開の上に位置づける必要があるというものである。兪が日本留學中に學んだ書物に着目した本稿によって、その必要性が一層明確になったと思う。

註

- (1) 朝士日本視察團の派遣と日本での活動について、허동현 『일본이 진실로 강하더냐』 도서출판 당대, 서울, 一九九〇年、参照。
- (2) 福澤諭吉の「朝鮮改造論」について、坂野潤治『明治・思想の實像』創文社、一九七七年の第一章「壬午・甲申事變期の對外論」、参照。
- (3) 慶應義塾編『福澤諭吉全集』八、岩波書店、一九七〇年再版、四二七―四四三頁。
- (4) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』上、朝鮮總督府、一九四〇年、九〇九―九一〇頁。
- (5) 「漢城府新聞局章程」「創刊辭」「競爭論」は兪吉濬全書編纂委員會編『兪吉濬全書』全五卷、一潮閣、서울, 一九七一年のIV〈政治經濟編〉に、『世界大勢論』は同書のIII〈歴史編〉に収録されている。
- (6) 李光麟「漢城周報外 漢城旬報에 대한 一考察」『韓國開化史研究』一潮閣、서울, 一九八一年改正版、参照。
- (7) 月脚達彦「朝鮮開化思想の構造」『朝鮮學報』一五九、一九九六年、後に『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』東京大學出版會、二〇〇九年に収録。
- (8) 李光麟「兪吉濬의 開化思想」『韓國開化思想研究』一潮閣、一九七九年。初出は一九七七年。
- (9) 代表的なものとして、정용화 『문명의 정치사상』 문학과지성사, 서울, 二〇〇四年、노대환 『문명』 도서출판 소화, 서울, 二〇一二年、参照。
- (10) 月脚達彦「開化思想の形成と展開」『朝鮮史研究會論文集』二八、一九九一年、月脚達彦前掲『朝鮮開化史思想とナシヨナリズム』の第一章「朝鮮における國民國家創出論の形成」。
- (11) 以上の内田正雄および『輿地誌略』に關する概略は、増野恵子「内田正雄『輿地誌略』の研究」『近代畫說』一八、二〇〇九年による。なお、『輿地誌略』卷一から卷三の出版年は表紙では「明治三年庚午」であるが、「叙」および「凡例」には同年「臈月」とある。増野はこの記述と大史局「新刊書目一覽」二における明治三年二月から明治四年四月までの刊行物として『輿地誌略』が掲載されていることから、同書の出版を明治三年一月から明治四年四月としているが、舊曆明治三年二月一日は新曆で一八七一年一月二日であるので、本稿では一八七一年とした。

- (12) 朝鮮は『世界國畫』卷一「亞細亞洲」で言及されず、卷三「歐羅巴洲」の最後の「魯西亞」に關する記述の末尾で、ヨーロッパ最東部のロシアのさらに東に位置して、その侵略に脅かされる國として描かれており、『世界國畫』において朝鮮はあたかもアジアの國としては忘れられているかのようなのである。これは一八八〇年に朝鮮人との直接の接觸ができるまでの福澤の朝鮮認識そのものだと思われるが、詳細については別の機會を期したい。
- (13) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、二九一—三六頁。
- (14) 松澤弘陽『近代日本の形成と西洋經驗』岩波書店、一九九三年。本稿で使したのは二〇〇八年第四刷、一五九頁。
- (15) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、八七一—八八頁、參照。
- (16) なお、原文では「及び」と「及び」など、清音と濁音が混用されているものがあるが、濁音の有無は原本の表記に従う。また變體假名はひらがなに改める。
- (17) 海後宗臣編『日本教科書體系近代編』一五、講談社、一九六五年。以下『教』とする。
- (18) 三谷博『「アジア」概念の受容と變容』渡邊浩・朴忠錫編『韓國・日本・「西洋」慶應義塾大學出版會、二〇〇五年、參照。
- (19) 前掲『福澤諭吉全集』二、六六三—六六五頁。
- (20) 吉野誠『明治維新と征韓論』明石書店、二〇〇二年の第二章、參照。
- (21) 渡邊浩『「泰平」と「皇國」』『東アジアの王權と思想』東京大學出版會、一九九七年、參照。
- (22) ただし、『坤輿圖説』は「皇國」的世界像によって中國を相對化しながらも、中國について一種畏敬の念をもって記述しているのも事實である。蘭學者箕作の言う「皇國」には國學者流の日本美化と中國蔑視が必ずしも含意されておらず、またその後の洋學者による世界地理書における自國國號は概ね「皇國」ではなく「日本」となる。しかし先に見た『輿地誌略』の朝鮮記述の末尾にあるように、「皇國」意識は朝鮮に對するものに轉換しつつ、洋學者内田に繼承されているのである。
- (23) 朝鮮は「屬國」であり内政外交は「自主」であるという「屬國自主」という位置づけが、現實の一九世紀後半の東アジア外交の場でもたらしめた問題については、岡本隆司『屬國と自主のあいだ』名古屋大學出版會、二〇〇四年を參照。本稿は、「屬國」と「自主」が兩立しえない近代世界の原理を日本で學んだ朝鮮人が、この「屬國自主」問題にどのように對處しようとしたかという事例を示すものでもある。
- (24) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、三五頁、參照。
- (25) 以下、政體論に關聯する「公」と「私」の概念について、溝口雄三『公私』三省堂、一九九六年を參照した。
- (26) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、二八頁、參照。

- (27) 濟物浦條約の條文は、外務省『日本外交年表並主要文書』上、原書房、一九六五年、九〇頁に據る。
- (28) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、一〇五—一〇六頁、參照。
- (29) 佐々允昭「韓末における檀君教の『重光』と檀君ナシヨナリズム」『朝鮮學報』一八〇、二〇〇一年、四〇—四五頁、參照。
- (30) 月脚達彦前掲『朝鮮開化思想とナシヨナリズム』、三八頁。
- (31) 同右書、八四頁。
- (32) 同右書、八〇—八二頁、および月脚達彦「近代朝鮮における國民國家創出と立憲君主制論」『第2期』『日韓歴史共同研究報告書』第3分科會編『日韓歴史共同委員會、二〇一〇年、參照。なお、『西遊見聞』では「君民同治」が「君民共治」になっているが、その變更の理由は不明である。
- (33) 同右書、八六頁、參照。ただし『西遊見聞』では、「精神」は「正徳」、「形體」は「利用厚生」へと言い換えられている。
- (34) 『西遊見聞』（兪吉濬全書編纂委員會編『兪吉濬全書』I、一潮閣、서울、一九七一年、所收、三七五—三七六頁。
- (35) 李光麟『開化派와 開化思想 研究』一潮閣、서울、一九八九年、八六頁、參照。
- (36) 김윤희「갑신정변 전후『개화』개념의 내포와 표상」『개념과 소통』二、二〇〇八年、參照。

**THE CONCEPTS OF INDEPENDENCE AND CIVILIZATION IN YU
KILCHUN'S *SEGYE TAESE-RON* 世界大勢論 IN COMPARISON WITH
UCHIDA MASAO'S *YOCHI SHIRYAKU* 輿地誌略**

TSUKIASHI Tatsuhiko

Yu Kilchun 兪吉濬, who studied at Keio Gijuku from 1881 to 1882 as the first Korean student in Japan, wrote the *Segye Taese-ron* 世界大勢論 (on the world situation), an introduction to world geography and Western civilization in 1883. In this paper, the author elucidates the fact that Yu used the *Yochi Shiryaku* 輿地誌略 (12 vols.) of Uchida Masao 内田正雄, especially the general introduction (vol. 1) as a source. On the basis of a comparison of the two works, the author points out the following three points.

First, Uchida had described Korea as a dependent state of imperial China, but Yu described Korea on the contrary as an independent state, but did not deny the fact that Korea was a tributary state of imperial China. Yu later argued in his main work, *Sōyu Kyōnmun* 西遊見聞, in 1889 that Korea was an independent state in international law, though a tributary state of imperial China.

Second, in the *Segye Taese-ron*, Yu argued that Korea could accept Western technology, but must not accept Christianity and Western political systems. Thus, he did not translate most of the content about religion and political systems of the *Yochi Shiryaku*.

Third, in order to emphasize the independence of Korea and individual character of Korean culture in distinction from Chinese culture, Yu emphasized the superiority of *kungmun* 國文 (Hangül) over Chinese characters and did not use the era name of the Qing dynasty, but used the *kaeguk kinyōn* 開國紀年 (counting years from 1392, the first year of the Chosōn dynasty, established by Yi Sōnggye).